

犯罪被害者等基本法第 19 条に関する裁判所の検討課題について

1 関係職員への研修の充実（別紙参照）

裁判官，裁判所書記官，その他の裁判所職員に対する各種研修等において，犯罪被害者等の心理について理解を深めるためのカリキュラムや，犯罪被害者保護二法により導入された諸制度の趣旨・内容，犯罪被害者等への配慮のあり方を研究するカリキュラムを実施。

平成 17 年度においても，同様のカリキュラムを実施する予定。

2 関係職員の対応・施設の改善

(1) 現行施策及び検討中の施策

ア 犯罪被害者保護二法の適切な運用の確保

イ 犯罪被害者等が別室で証言できるようにするためのビデオリンク装置を 65 庁（全地方裁判所本庁及び主要な合議事件取扱支部）に配備

ウ 犯罪被害者等が証言する際に使用する遮へい装置を全庁で使用できるように配備

エ 犯罪被害者等に対する窓口対応の充実

(2) 具体的な要望に対する考え方

ア 犯罪被害者専用待合室等の整備について

傍聴を希望する犯罪被害者等からの要望に基づき，一般の目に触れずに待機できる場所を確保したり，加害者側と顔を合わせずに法廷に入れるよう配慮したりするなど，できる限りの対応をしているものと認識。

イ 傍聴席における着席位置等に関する要望について

法廷は一般の傍聴人が自由に出入りできる場所であり，また，傍聴人のうち誰が加害者の関係者か等を把握することは通常困難であることなどから，犯罪被害者等の要望に沿えない結果になる場合はあるものの，犯罪被害者等

の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第2条の趣旨にかんがみ、事案に応じ、できる限りの配慮を行っているものと認識。

ウ 傍聴席における遮へいの措置について

法廷は一般の傍聴人が自由に出入りできる場所であり、ご要望のような遮へいを設置することが物理的に可能かどうか、また、遮へいの陰になる傍聴人の動静に関し、法廷警察権の行使に支障が生じないかなどについて、慎重な検討が必要。

以 上

裁判所における被害者の方々への配慮等に関する職員研修等

1 裁判官に対する研修等

- (1) 司法研修所における裁判官に対する研修において、専門家を招き、犯罪被害者の心理について理解を深める特別のカリキュラムを設けている。平成17年度においても、同様のカリキュラムを実施する予定である。

過去の実施例 平成12年度特別研究会

平成13年度高裁判事実務研究会

少年実務研究会

平成14年度刑事実務研究会

平成17年度の実施予定 平成17年度刑事実務研究会

特別研究会

- (2) 司法研修所において判事補、判事任官者及び簡易裁判所判事全員を対象とする研修や、刑事事件担当裁判官、少年事件担当裁判官を対象とした各種研究会において、講義の中で、被害者保護関連二法により導入された諸制度の趣旨・内容や、被害者等への配慮の在り方について取り上げている。
- (3) 最高裁判所や各高等裁判所が主催する刑事事件担当裁判官協議会において、被害者関連二法により導入された諸制度の運用や被害者等への配慮の在り方について協議問題が出題され、議論されている。

2 裁判所職員に対する研修等

- ・ 裁判所職員総合研修所における裁判所職員に対する研修は次のとおりである。

ア 書記官に対する研修

- ・ 平成17年度に「犯罪被害者への配慮の在り方」をテーマとして中堅書記官を対象にした研修を実施する。
- ・ 書記官養成時の研修及び書記官任官直後の研修、刑事事件担当書記官等の研修等において、講義の中で被害者保護関連二法により導入された諸制度の趣旨・内容や、被害者等への配慮の在り方について取り上げている。

イ 家裁調査官に対する研修

- ・ 平成16年度少年実務研究会で、被害者の心情を理解した上で、その視点を考慮に入れた保護的措置の在り方についての研究を行い、結果を各庁に配布した。
- ・ 家裁調査官養成時の研修及び・以外の研修においても、犯罪被害者の問題を取り上げ、犯罪被害者への配慮や犯罪被害者の視点を取り入れることの重要性についての意識を喚起するための講義を行っている。その中では、法律的な観点からの犯罪被害者についての理解を深めさせ、被害者の方々

と接する上での留意点についての研修を行っているほか，犯罪被害に関する外部の専門家による「犯罪被害者」という講義も設けている。

ウ 刊行物

書記官の実務研究「犯罪被害者等の保護のための諸制度に関する書記官事務の実証的研究」を平成１６年１２月に発刊し，各庁に配布して執務の参考に供した。

- ・ 裁判所職員総合研修所の前身である裁判所書記官研修所及び家庭裁判所調査官研修所における研修は次のとおりである。

ア 裁判所書記官研修所における書記官に対する研修において，被害者保護をテーマに取り上げた。

例 平成１３年度及び１４年度刑事実務研究会

平成１４年度少年実務研究会

イ 家庭裁判所調査官研修所における家裁調査官に対する研修において，被害者への配慮の在り方などをテーマとして取り上げる研究会を実施した。この研究会では，被害者相談等を行っているカウンセラー等を講師に招き，「犯罪被害者の心理」というテーマで講義を行ってもらうなどした。

例 平成１３年度から１５年度少年実務研究会

ウ 平成１３年度に家裁調査官の実務研究として「被害を考える教室の実践と留意点（米国のヴィクティム・インパクト・パネルをモデルにした新しい方法）」をテーマとした研究を行い，結果を各庁に配布して執務の参考に供した。

３ 司法修習生の修習

平成１１年度から，犯罪被害者に関する講義が選択制のセミナーにおいて実施されるようになり，近年では，全修習生に必修の課程として，犯罪被害者保護に携わる弁護士の視点からの講義を実施するとともに，選択制講座として，大学教授による，犯罪被害者のおかれている現状，その心理と援助等について，具体的なケースを踏まえた講義が実施されている。

第3回犯罪被害者等基本計画検討会の追加留意事項について（最高裁判所）

〔基本法第15条関係〕

⑤その他再被害を防止し、安全を確保するための取組の充実

○DV加害者の子どもに対する面接交渉権の制限を求める要望が寄せられているが、どうか。

→ 面接交渉が制限されるべきかどうかは、個々の事案に応じて判断されることになるが、面接交渉を行うことが子の福祉を害すると認められるような事情があるような場合には、面接交渉を認めない形の審判をしたり、同旨の調停を成立させたりしているものと承知している。

○保護命令の改善について、以下のような意見・要望が寄せられているが、どうか。

a 加害者の居場所がなくなるという理由で退去命令が下りなかったり、実際に連れ去りが起こっているのに子どもへの接近禁止命令が下りないという現状があるとの指摘があるが、どうか。

→ 最高裁としては、個別の事案について把握しているわけではないが、いずれにしても、保護命令が認められるかどうかは、具体的な事案における事実関係を踏まえた個々の裁判官の判断に委ねられるものであり、事案に応じて適切な運用がされているものと考えている。

[基本法第19条関係]

○遮へい措置、ビデオリンク等の措置がより広範に運用されることを求める要望が寄せられているが、どうか。

→ 提出資料のとおり、遮へい及びビデオリンクのための装置は、全庁で使用できるように配置されている。また、その使用状況は、別紙一覧表のとおりであり、基本的には要望に沿った措置がとられているものと認識している。

○被害者が二次被害を訴えることのできる苦情相談窓口が必要であるとの要望が寄せられているが、どうか。また、そうした苦情の声を生かした研修を行うべきであるとの要望が寄せられているが、どうか。

→ これまでにも、裁判所の職員の対応に対する苦情一般については、各裁判所の総務課等において受け付けた上、必要な対応をしてきているところであり、裁判所職員の犯罪被害者等に対する対応についての苦情も同様の取扱いをしてきたものと認識している。

○調停委員、民生委員による二次被害を訴える要望、民生委員に噂を立てられたとする指摘が寄せられているが、どう考えるか。

→ 調停委員に対する研修において、DVが背景にうかがわれる事件における被害者の心情への配慮、プライバシー保護の観点からの記録や情報の管理などについて特に留意するように指導している。

○子どもの被害者・目撃者に対する取調べ、証人尋問等に関し、次のような要望が寄せられている。

○ 欧米のように検察、裁判所において児童専門のスタッフを配置し、二次被害を受けないよう支援することを求める要望が寄せられているが、どうか。

→ 法廷において児童に証言を求めることはあまり多くないが、実施する場合に

は、証人尋問の際の付添い等、児童の保護の観点から必要な配慮がなされているものと認識している。

○裁判官は傍聴人、被告人が法廷に入るときから、傍聴人、被告人が法廷を出るまで法廷に在るように周知してほしいとする意見（①）、傍聴席の確保を直系遺族だけでなく、付添い用に2席確保することを求める意見（②）、被告人及びその家族に顔を合わせずに法廷に入れるように施設の整備が急務であるとし、欧米では被害者専用待合室が設置されていることを指摘する意見（③）、一般の傍聴人に顔を合わせることなく傍聴席に座れる専用通路の整備を求める意見（④）が寄せられているが、どうか。

→（①について）裁判体の判断事項であるが、傍聴している犯罪被害者等の安全や、法廷内の秩序維持の観点から必要がある場合には、傍聴人、被告人が法廷を出るまで法廷に在る運用がされているものと認識している。また、不測の事態が発生することが危惧されるような事件においては、職員が法廷に入るなどして、傍聴人、被告人の動静等につき、必要な情報を収集し、適宜裁判体に報告するなどの配慮をしており、今後とも、このような対応を充実させていきたい。

（②について）傍聴席の数や、その他の傍聴希望者等の数との関係で、限界はあるものの、裁判所としては、犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第2条の趣旨にかんがみ、同条が傍聴に関する配慮義務を定めている犯罪被害者等以外の者であっても、その者の被害者等本人との関係に応じて、できるだけ優先的な傍聴を認めているものと認識している。

（③④について）傍聴を希望する犯罪被害者等から要望があった場合には、一般の目に触れずに待機できる場所を確保したり、被告人の関係者等と顔を合わせずに法廷に入れるよう、出頭時間、出頭場所、法廷へ案内する時間や経路等を配慮したりするなど、できる限りの対応をしているものと認識している。

裁判所としては、具体的な要望に基づき、事案に応じて、適切な待機場所や案内経路等を工夫することが、より被害者の保護に資すると考えている。

○警察、検察、裁判所等に被害者専任支援員を常駐させる制度の整備を求める意見が寄せられているが。

→ 裁判所においては、犯罪被害者等から、裁判所における手続について相談や問い合わせがあった場合には、できるかぎり丁寧に説明しているものと認識している。今後とも、窓口における犯罪被害者等への対応について、職員に対する指導、研修を充実させていきたい。

その上で、専任の職員を配置すべきかどうかについては、各庁ごとに見込まれる需要等を勘案しながら、検討する必要がある。

犯罪被害者保護関連法に基づく諸制度の実施状況(平成12年11月～平成17年3月 累計)

		高裁 (支部を含む。)	地裁 (支部を含む。)	簡裁	高・地・簡裁 合 計
付添い	証人尋問の際に付添いの措置が採られた証人の数	4	255	7	266
	意見陳述の際に付添いの措置が採られた被害者等の数		28		28
遮へい	証人尋問の際に遮へいの措置が採られた証人の数	41	4107	108	4256
	うち 証人と被告人及び傍聴人との間の遮へい	(23)	(2426)	(37)	(2486)
	証人と被告人との間の遮へい	(17)	(1496)	(68)	(1581)
	証人と傍聴人との間の遮へい	(1)	(185)	(3)	(189)
	意見陳述の際に遮へいの措置が採られた被害者等の数		104	1	105
	うち 被害者等と被告人及び傍聴人との間の遮へい		(73)	(1)	(74)
	被害者等と被告人との間の遮へい		(24)		(24)
ビデオリンク	被害者等と傍聴人との間の遮へい		(7)		(7)
	ビデオリンク方式による証人尋問が行われた証人の数	3	577	3	583
	うち 遮へいの措置が採られた証人の数	(2)	(469)	(3)	(474)
	うち 尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録した証人の数		(34)		(34)
	記録媒体がその一部とされた調書が取り調べられた事例数		1		1
	ビデオリンク方式による意見陳述が行われた被害者等の数		6		6
意見陳述	うち 遮へいの措置が採られた被害者等の数		(6)		(6)
	公判期日に心情その他の意見を陳述した被害者等の数	37	2209	13	2259
	意見陳述に代えて意見を記載した書面を提出させることとした被害者等の数	28	516	6	550
意見陳述	意見陳述をさせないこととした被害者等の数	4	15		19
閲覧等	被害者等に公判記録の閲覧謄写をさせた事例数	451	2380	35	2866
	被害者等に公判記録の閲覧謄写をさせなかった事例数	5	36	1	42
和解	調書記載等	31	196	9	236
	犯罪被害者保護法4条1項又は2項による申立てに係る合意を公判調書に記載した事例数				
	犯罪被害者保護法4条1項又は2項による申立てに係る合意を公判調書に記載しないこととした事例数		2		2
	犯罪被害者保護法4条1項又は2項による申立てが取り下げられた事例数				
	閲覧謄写等		5		5
	犯罪被害者保護法5条1項に基づく請求により和解記録を閲覧又は謄写させた事例数				
和解	裁判所書記官の処分に対する異議申立て(犯罪被害者保護法5条2項)がされた事例数				
	和解記録についての秘密保護のための閲覧等の制限決定をした事例数				
合 計		604	10437	183	11224